

# 補助金等に関する事務執行状況について

## 目 次

第1 外部監査の概要	1-1
1. 外部監査の種類	1-1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1-1
（1）外部監査の対象	1-1
（2）外部監査対象期間	1-1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1-1
4. 外部監査の対象とした部局及び機関	1-2
5. 外部監査の方法	1-2
（1）監査の要点	1-2
（2）実施した主な監査手続	1-3
6. 外部監査の実施期間	1-3
7. 外部監査人補助者の資格と人数	1-3
8. 利害関係	1-3
第2 外部監査対象の概要	1-4
1. 補助事業の概況	1-4
（1）補助金、負担金、交付金、助成金の定義	1-4
（2）補助金等の交付額の推移	1-4
2. 合規性、法律的、経済的観点から見た補助金等の全般的な留意点	1-5
（1）補助金等の性格	1-5
（2）合規性の観点からの留意点	1-6
（3）法律的観点からの留意点	1-6
（4）経済的観点からの留意点	1-8
3. 三重県における補助金等交付の手続	1-8
（1）補助金等交付規則の概要	1-8
（2）補助金等の審査上の要点	1-12
4. 三重県の政策評価システム	1-13
（1）評価の目的	1-13

( 2 ) 評価の種類	1-13
( 3 ) 評価システムとしての特徴	1-14
5 . 三重県における県単独補助金の方針	1-14
第3 監査の結果	1-15
1 . 補助事業項目別問題事項チェックの実施結果	1-15
( 1 ) 補助金等チェックリストの集計結果	1-15
( 2 ) 問題事項チェック実施結果のまとめ	1-18
2 . 個別項目検討結果	1-20
3 . 補助金等個別詳細検討結果	1-25
( 1 ) 関係団体補助金（企画調整費）	1-25
( 2 ) 私立学校研修等事業費補助金	1-27
( 3 ) 団体指導助成費	1-31
( 4 ) 福祉医療事業協力交付金	1-33
( 5 ) 国民健康保険診療報酬審査支払補助金	1-36
( 6 ) 福祉活動指導員設置費補助金	1-39
( 7 ) 民生委員児童委員組織活動費補助金	1-41
( 8 ) MIE・みんなで創る環境フェア事業費負担金	1-43
( 9 ) 離島航路整備事業補助金	1-45
( 10 ) 職員互助会助成金	1-51
( 11 ) 稚あゆ放流事業費補助金	1-54
( 12 ) 食肉処理施設経営改善対策事業費補助金	1-56
( 13 ) 市場機能強化対策事業費補助金	1-58
第4 おわりに	1-65

- ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものである。

# 包括外部監査の結果報告書

## 第 1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （ 1 ）外部監査の対象

補助金等（補助金、負担金、交付金、助成金）に関する事務執行状況について

#### （ 2 ）外部監査対象期間

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成 14 年度予算額も参考とする。）

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

今日、地方自治体は財政危機に直面しており、歳出について適正かつ効率的な執行が期待されているところである。

地方自治法第 232 条の 2 によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。」とされており、三重県も補助事業を実施している。補助金等は公益性がある場合において認められるものであり、近年、この補助金等は、種類や形態が広範囲に及び交付額は非常に多額となってきたことから補助金等の適正な執行に関心が高くなっている。そこで、補助金等（補助金、負担金、交付金、助成金）の交付事務についての手続、補助基準及び補助効果について監査を実施し、今後の事務の適正な執行に資することとしたものである。

#### 4 . 外部監査の対象とした部局及び機関

今回の監査では、県独自の管理可能コストという観点から、多数ある補助金・負担金・交付金・助成金（以下、補助金等とする。）のうち県単独の支出となるものを抽出し、その中から金額的重要性の高い補助金等交付額 10,000 千円以上の補助事業を対象とした。対象となった部局及び機関は以下のとおりである。なお、下水道事業関連の補助金については、「その2 下水道事業について」において、（財）三重県水産振興事業団に対する補助金については、「その3 （財）三重県水産振興事業団について」において述べるため、対象事業とはしていない。

部局名	部局名
総合企画局	地域振興部
総務局	県土整備部
生活部	環境部
健康福祉部	議会事務局
農林水産商工部	教育委員会

#### 5 . 外部監査の方法

##### （1）監査の要点

補助金等は公益上必要と認められる事業・団体に支出されているか。  
補助金等交付要綱において補助金等の交付目的、補助対象事業の内容、支出費目が明確になっているか。  
補助金等交付申請書、実績報告書等、必要書類が整備、保管されているか。  
補助金等交付申請書、実績報告書等、必要書類が法令、規則、交付要綱等と適合し、かつ明瞭に作成されているか。  
補助金等交付申請書、実績報告書等の審査が適切に実施され、審査文書の作成状況及び保存状況は適正であるか。

交付対象、規模と照らして補助金等が必要以上に交付されていないか。  
補助金等の交付により、十分な効果が発現されているか。

## ( 2 ) 実施した主な監査手続

今回の監査では、県独自の管理可能コストという観点から、多数ある補助金等のうち、県単独事業への支出となるもので、かつ交付額 10,000 千円以上の金額的重要性の高い補助事業を抽出した。

この抽出された補助金等について、県への提出資料を査閲し、上記監査要点について問題がないかを監査要点ごとにチェックリスト(1-15 ページ参照)を使用して検討した。

の結果を受け、特に問題とされるものを個別に選定し、それについて再度、県への提出資料を精査するとともに、担当者にヒアリングを実施した。また、必要に応じ過年度の資料も査閲した。

## 6 . 外部監査の実施期間

平成 14 年 9 月 10 日から平成 15 年 1 月 31 日まで

## 7 . 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5 名
会計士補	1 名
弁護士	1 名

## 8 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 補助事業の概況

#### (1) 補助金、負担金、交付金、助成金の定義

補助金等は、社会保障、教育、公共事業などをはじめとする国や地方自治体の重要な施策を実現するための手段として重要なものである。補助金等の交付を通じ一定の行政水準の維持向上、特定の施策の奨励等を図るためのものであり、他の方策によっては有効に実現しがたい重要な機能を担うものである。

三重県も行政上の目的から他の地方公共団体や私的団体に対し、補助金、負担金、交付金、助成金を交付しており、今回の監査はこれらを検討対象としている。補助金、負担金、交付金、助成金は一般的に以下のように定義される。

補助金とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業（産業の助成・社会福祉・公共事業等）を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。

負担金とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。

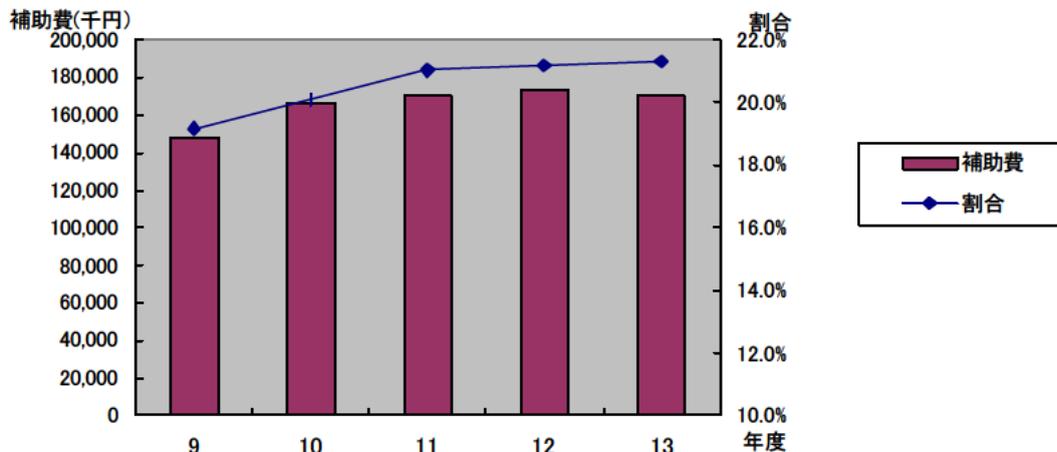
交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。

助成金とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

#### (2) 補助金等の交付額の推移

近年、地方公共団体の財政は、景気悪化による税収の減少、県債残高の増加による公債費の増加、地方交付税、道路特定財源の見直し等により苦しい状況が叫ばれている中、三重県においても同様に、財政状況が極めて厳しい状況にある。

過去五年の県の普通会計における補助費及び歳出金額に占める補助費の割合の推移は以下のとおりである。



厳しい財政状態の中、補助費の金額は平成 13 年度を除き年々増加傾向にあり、また歳出金額に占める割合についても増加傾向にある。しかし、今後の不透明な日本経済の動向から大幅な税収の増加は期待できないため、さらなる歳出の削減が必要になり、補助金等もその例外ではない。そのため補助金等の削減にあたっては、行政目的、補助金等交付による効果、公益性、公平性を勘案して、統合・縮小・廃止を含めた抜本的な見直しが必要となる。

## 2. 合規性、法律的、経済的観点から見た補助金等の全般的な留意点

### (1) 補助金等の性格

補助金等の共通する性格として以下のような事項があげられる。

- ① 反対給付を受けない（片務性）
- ② 補助金等の交付を受ける相手方がその給付によって「利益」を受ける（受益性）
- ③ 補助金等の使用されるべき用途が特定されている（特定性）

交付された補助金等の使途は限定されている（特定性）が片務性、受益性という性格から不正・不当な申請、使用につながる危険性が高い。例年公表される会計検査院の決算検査報告の不当事項について、そのほとんどを補助金等に対するものが占めていることからわかる。（平成 12 年度においては支出に関する不当事項のうち補助金等に関するものは 141 件、約 87%を占める。）

## ( 2 ) 合規性の観点からの留意点

上記のような補助金等の性格により補助金等の交付、執行が適切に実施されるには、他の目的への転用、付け替えが行われないう、その運用について厳格な規制が必要になる。そのため、補助金等の交付は補助金等交付要綱に沿って実施しなければならない。補助金等の交付対象者は補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等の書類を県に提出し、県は主として各提出書類に基づいて、その対象となる補助事業の公益性を審査、判断することになる。その提出資料に基づく審査・判断が適切に実施されるには、提出資料が真実に基づき作成され(真実性)、その事実の全てを正確に記録・記載し(計算の正確性も含む)(完全性・正確性)、補助金等交付要綱等に従って作成され(適合性)、誰がみても理解できるように明瞭に作成(明瞭性)されていることが必要になる。

## ( 3 ) 法律的観点からの留意点

地方自治法 第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定する。

すなわち普通地方公共団体が寄付又は補助をすることができるのは、「その公益上必要がある場合」に限られる。しかし、「公益上必要がある場合」の判断基準については地方自治法には規定がないため、過去の裁判例などから以下のように「判断権者」と「公益上必要」とに分けて整理する。

### 「判断権者」

公益上必要か否かの判断は、普通地方公共団体の長が第一次的に判断し、次いで議会が予算審議を通じて判断することになる。しかし、公益上必要かの認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも、当該支出が公益上必要であると認められなければならない、裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は、同条に違反して違法と判断される。(高知地裁判決 平成10年1月16日)

### 「公益上必要」かの判断基準

公益上必要か否かの判断基準としては、前記の高知地裁判決では、当該補助金の交付の目的、趣旨、交付団体先の構成員、活動状況あるいは活動計画等諸般の事情を考慮し、また、他の諸規範との総合的な評価により判断すべきものであるとされている。公益性の判断に関して、裁判

上、取上げられた主な事例は、以下の通りである。

- a. 市中央卸売市場の移転に伴い、新設の市場に移転することとなった卸売業者に対する「入場交付金」の交付  
(千葉地裁判決 昭和 62 年 1 月 9 日)
- b. 市議会の会派に対する市政調査研究費の支出  
(東京地裁判決 平成 7 年 1 月 26 日)
- c. 市の商工会議所に対してなされた地域活性化事業基金蓄積を目的とする補助金の交付(浦和地裁判決 平成 5 年 10 月 18 日)
- d. 国のダム建設に協力した地権者らに協力感謝金を交付する目的で設立された財団法人に対する市の負担金  
(岡山地裁 平成 8 年 12 月 17 日)

これらはいずれも交付先の活動内容の公益性を認めた事例であるが、この他、神戸地裁判決(昭和 62 年 9 月 28 日)では、公益上の必要性の判断基準としてさらに次の 4 点を挙げている。

- a. 財政上の余裕との関連における重要性と緊急性の程度
- b. 補助金の交付が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- c. 他の用途に流用される危険がないか
- d. 公正、公平など他の行政目的を阻害しないか

例えば、c. について、市政調査研究費に関する東京地裁判決(平成 8 年 7 月 9 日)は、「本件研究費は、会派の市政に関する調査研究のための経費として交付されるものであり、本件規則により、その用途の範囲も限定されており、会計年度終了後は、実績報告書の提出が義務付けられていることからすれば・・・」として、他の用途に流用される危険がないかを具体的に判断している。

この公益性の判断については、交付対象者、事業目的のみならず、支出目的まで及ぶと考える。また過去には公益性があったが、社会基盤の整備等によりその公益性が希薄化、喪失したものについても再度見直しが必要となる。

#### ( 4 ) 経済的観点からの留意点

補助金等は公益性の観点から交付される対価性のない金員であり、経済的観点からは 補助金等の交付目的に対し、当該補助金等がいかに有効に使われたかが大切である。また、 補助金等交付額は目的を達成させるために必要な金額に対して過不足なく交付される必要があり、したがって、多すぎても少なすぎても補助金等が有効に使われたことにはならない。さらに、たとえ公益性のある事業に対する補助金等であっても、 その交付先が収入面において会費等の自己調達能力のある場合等経済的に自立しているところであれば、追加で補助金等を支給することは有効ではなく、交付先の独立性の観点からも問題となる場合がある。

### 3 . 三重県における補助金等交付の手続

#### ( 1 ) 補助金等交付規則の概要

三重県は補助金等の交付に関し、予算執行の適正化を期することを目的として交付の申請、決定などに関する基本的事項を定めた「三重県補助金等交付規則（昭和 37 年 4 月 1 日規則第 34 号）」を定めている。

##### 補助金等の定義（第 2 条）

この規則で「補助金等」とは県が国及び県以外の者に交付する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- a. 補助金
- b. 負担金
- c. 利子補給金
- d. その他相当の反対給付を受けない給付金

##### 補助金等交付の申請手続（第 3 条）

補助金等交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない（ただし、知事の判断により一部を省略することができる）。

- a. 事業計画書
- b. 収支予算書又はこれに代わる書類
- c. 工事の施工にあっては、実施設計書
- d. その他知事が必要と認める書類

## 補助金等の交付の決定

### a. 交付の決定（第4、6条）

知事は、補助金等交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をする。

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件をつけた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

### b. 交付の条件（第5条）

知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

## 補助事業等の遂行（第9条）

補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令に基づく知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への転用をしてはならない。

## 状況報告等（第10条）

補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書により知事に報告しなければならない。

## 実績報告（第12条）

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書の次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- a. 事業成績書
- b. 収支精算書

## 補助金等の額の確定（第13条）

知事は、第12条の実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

## 是正措置の指示（第14条）

知事は、第13条の規定による審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合

しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し指示するものとする。

#### 補助金等の交付（第 15 条）

補助金等の支払いは、第 13 条の規定により確定した額を確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

#### 交付決定の取消（第 16 条）

知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに属すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- a. 偽り、不正等の手段により補助金等の交付を受けたとき
- b. 補助金等を他の用途に使用したとき
- c. 補助事業等により取得した資産を知事の承認を受けずして、補助金等の交付目的に反した利用、譲渡等があったとき
- d. 正当な理由がなく立入調査を拒んだとき
- e. 前各号のほか補助事業等に関し、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき

#### 補助金等の返還（第 17 条）

知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

知事は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 財産処分の制限（第 20 条）

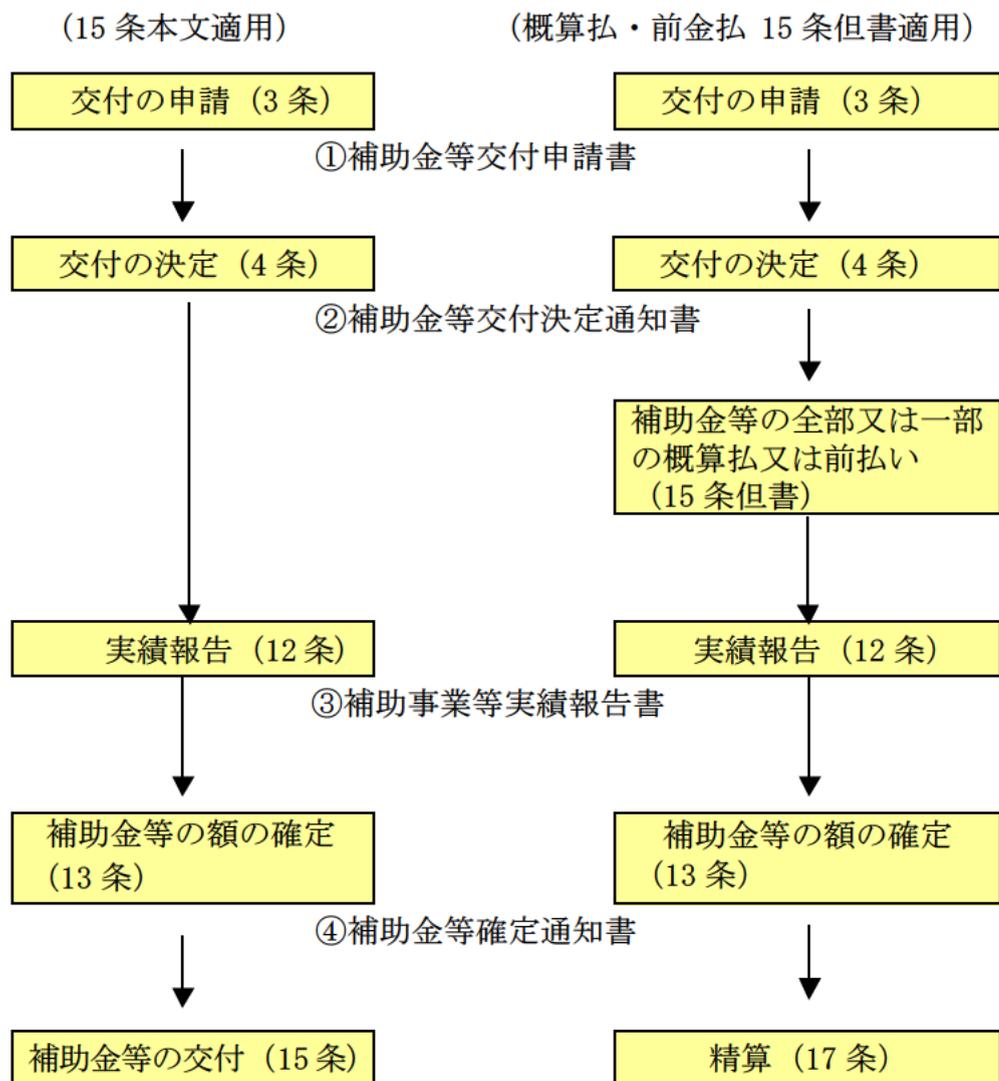
補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- a. 不動産及びその従物
- b. 機械及び重要な器具で知事が指定するもの
- c. その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると知事が認めるもの

⑬ 立ち入り調査等（第 21 条）

知事は、補助金等に関し必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

三重県における補助金等の申請から交付までの流れを図で示すと以下のようになる。



## ( 2 ) 補助金等の審査上の要点

三重県は補助金等の審査事務について以下の項目を挙げている。(出納局審査事務の手引きより(一部要約))

支出の根拠は明確か

法令、条例、契約、協定、要綱等によっているか確認する。

公益上必要なもので、法令による制限はないか

公益上必要かどうかを一応認定するのは長、または議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないため、客観的にも公益上必要であると認めらなければならない。

公金の支出制限に違反していないか。

補助金等の交付手続きについて

- a. 申請内容は適正か。
- b. 当該申請にかかる補助事業等の目的、内容及び金額が、補助対象として、法令・予算・要綱等で定めるところに違反しないか、また補助事業者が遂行能力があるかについて確認する。
- c. 交付決定の額は適正か。
- d. 補助事業等の達成に支障のない範囲において、必要最低限度の額であるか確認する。
- e. 交付決定の時期は適正であるか。
- f. 補助金等の交付を決定する場合、必要があるときは条件を付することを義務づける。
- g. 実績報告、額の確定及び通知等は適正に行われているか。
- h. 実績報告書の提出をうけた場合は、事業が完了しているか、収支計算が適正であるか、成果が交付決定の内容等に適合しているかについて報告書等及び必要に応じて行う現地調査等によって確認し、交付すべき補助金等の額を確定する。

支出手続きは適正か。

- a. 支出の方法と時期は適正か。
- b. 支出する額に誤りはないか。

これらの要点について書類審査等を実施し、補助金等が適切に事業に使われているかどうかを審査されている。

#### 4. 三重県の政策評価システム

三重県は従来から事務事業評価システム（平成 14 年度から政策評価システムに移行）を導入しており、補助事業継続の判断材料として活用可能である。今回の監査においても事務事業評価の結果を参考にしている。そこで現在導入されている政策評価システムの概要を簡単に紹介する。

##### （1）評価の目的

政策や行政活動の質の向上

- a. 評価の結果を次の意思決定に反映する。
- b. マネジメントツールとして活用する。
- c. 意識改革、政策形成能力の向上につなげる。  
行政の説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。

##### （2）評価の種類

対象：政策 施策 事業の体系を包含

- a. 「三重のくにつくり宣言」における施策、基本事業、事務事業および生活創造圏づくりを対象。
- b. 「事業」、「施策」および「政策」を対象とした政策評価。

時期：事前・事中・事後評価

中心にあるのは事後評価の考え方であるが、資源配分との連携をはかる観点から事前評価、事中評価も実施。

手法：業績測定型の評価(performance measurement)

浅く広く、組織の全業務を対象として実施するものであり、特定の事業やプロジェクト等について、専門的な手法を用いて深く掘り下げ、調査分析するものではない。

### (3) 評価システムとしての特徴

#### 目的からの評価

単なる事務改善、効率の向上ではなく、「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画における基本事業を確定する過程で生活者である県民の立場から、対象と意図による目的の明確化を行ったものである。

#### 政策・事業体系に基づいた目的の体系からの評価

目的を対象と意図だけでなく「結果(=上位の基本事業、あるいは施策の意図)」でとらえ、目の前の事業を何のために行うのかを、県の仕事の全体像の中で常に意識しようとしている。

#### 数値目標による評価

客観的な数値で表わすことで、何よりも目的が明確になるが、数値目標だけで評価するわけではないということである。数値目標の有用性を軽んじるものではないが、その限界も踏まえた活用をするべきだと考えている。

(三重県ホームページより要約)

## 5. 三重県における県単独補助金の方針

「平成 14 年度当初予算調整方針」より県単独補助金について県の方針が示されたため、参考までにここに掲載する。

「県単独補助金については経費の負担区分、行政目的、事業内容、事業効果、公平性等の観点から抜本的検討を行い、厳しい財政状況も踏まえ、思い切った整理、統合、縮小、融資への切り替え等を図ること。

あわせて、補助金及び委託金の一部について、その効果を高めるため、一般競争入札に付し交付先を決定する方式の導入の拡大に努めること。

なお、新規の補助金については、厳しく抑制することとし、真に止むを得ず設ける場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、必ずサンセット方式(注)を導入すること。」

(注)サンセット方式...事業のマンネリ化を無くすために、各事業の終了年度を最初に設定し、終了時点で事業を評価して、廃止か継続かを定める方法。

### 第3 監査の結果

#### 1. 補助事業項目別問題事項チェックの実施結果

##### (1) 補助金等チェックリストの集計結果

今回監査の対象とした県単独事業でかつ交付額 10,000 千円以上の76の補助事業につき、補助金等の交付事務において特に問題点としてあげられるものをチェック項目として掲げ、県に提出された補助金等関連書類をもとに個々のチェック項目について検証を実施した。結果は以下のとおりである。

##### 補助金等関連資料の整備状況

	チェック項目	有	無	該当なし
a.	補助金等交付要綱	74	0	2
b.	補助金等交付申請書（添付資料含む）	74	0	2
c.	上記申請に対する決裁資料等	73	1	2
d.	補助金等交付決定通知書	74	0	2
e.	補助事業等実績報告書（添付資料）	74	1	1
f.	上記報告に対する決裁資料等	74	1	1
g.	補助金等確定通知書	73	1	2

(注)「該当なし」は交付申請書と実績報告書が兼用されているものや「～協会負担金」等であらかじめ金額が定額で確定され特に提出の必要がないもの。

##### 補助金等関連資料の記載状況

	チェック項目	適切	不適切	該当なし
	<b>補助金等交付要綱</b>			
a.	補助金等は公益上必要と認められる事業・団体に交付しているか。	74	0	2
b.	補助金等の交付目的、補助対象事業の内容、支出費目が明確になっているか。	74	0	2

	チェック項目	適切	不適切	該当なし
	<b>補助金等交付申請書</b>			
c.	法令、規則、要綱等と適合しているか。	74	0	2
d.	補助金等交付申請書（実績報告書）の提出が遅延していないか。	69	5	2
e.	申請書の申請目的が曖昧でないか。	74	0	2
f.	交付申請書の審査が適切に実施されているか。 （決裁基準の遵守も含む）	74	0	2
g.	審査文書の作成状況及び保存状況は適正か。	74	0	2
	<b>補助金等交付額の決定・交付</b>			
h.	補助金等交付額の算定基礎が適正であるか。	69	6	1
i.	補助金等の交付時期は妥当か。	75	1	0
	<b>補助事業等実績報告書</b>			
j.	実績報告書の内容が明確であるか。	70	5	1
k.	実績報告書の基礎となる明細（決算書等）があるか。	74	1	1
l.	補助金等の使用は交付申請書と整合性があるか。	74	0	2
m.	実績報告書の審査が適切になされているか。（決裁基準の遵守も含む）	73	1	2
n.	審査文書の作成状況及び保存状況は適正か。	74	0	2

（注）「該当なし」は交付申請書と実績報告書が兼用されているものや「～協会負担金」等であらかじめ金額が定額で確定され特に提出の必要がないもの。

その他補助金等外形の妥当性

	チェック項目	該当しない	該当する
a.	収入のうち補助金等交付額の占める割合が 10%未満であるか。 (補助金等の交付の効果が低いと見られるもの)	73	3
b.	補助金等交付額より次年度繰越額の方が多いか。 (補助金等の交付がなくとも事業が継続できるとみられるもの)	72	4
c.	多数の団体に少額(一単位あたり 10 万円未満)で一定額分配しているか。 (補助金等の交付の効果が低いと見られるもの)	75	1
d.	一定額もしくは予算の許容額を均等割、人数割で補助金等を交付しているか。 (補助事業に見合った交付をしていないと見られるもの)	75	1
e.	長期にわたり補助金等交付額が定額であるか。 (補助事業に見合った交付をしていないと見られるもの)	66	10
f.	長期(20年以上)にわたり補助金等が交付されているか。 (補助事業開始時から状況変化があり、事業自体の見直しが必要であると見られるもの)	58	18
g.	事務事業評価の基準が不適切であるか。 (県の事業の効果測定に関し、有効な指標を利用していないと認められるもの)	75	1
h.	補助金等交付額と交付対象との間に不整合があるか。(例:児童数が減少しているにもかかわらず補助金等交付額が増加しているもの)	76	0

## ( 2 ) 問題事項チェック実施結果のまとめ

上記の結果から、調査対象となった補助金等に以下の事項が発見された。

### 補助金等関係資料が未整備な補助金等

補助金等の交付手続の執行は原則、三重県補助金等交付規則によらなければならない。当交付規則によれば、補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等補助金等関連書類は必要不可欠である。補助金等関連資料を依頼したところ、提出された実績報告書に不備があり、県が交付先に再度の提出を求めたが提出がなされていないものがあった。実績報告書は補助金等の成果を示す重要書類であり問題である。

( 該当事業名：団体指導助成費 )

### 補助金等交付申請書・実績報告書の提出が期限を越えて提出された補助金等

補助金等交付申請書及び実績報告書を査閲したところ、個別の補助金等交付要綱に定める提出期限(例：事業終了後 日以内)を超えるものが散見された。中には提出日が平成 14 年 10 月のものが少なくとも 3 件確認された。担当部局に確認したところ、遅延したことによる直接の業務支障はないとのことであるが、交付要綱に定める期限は業務上適当とされる期限で定められているものであり、交付要綱は交付活動の執行の全てを規制するものであるから交付要綱を遵守する必要がある。従って、遅延しているものについては、補助事業者に指導を行う必要がある。

( 該当事業名：専修学校又は各種学校入校者補助金 )

### 実績報告書の内容が不明確な補助金等

補助事業等実績報告書を査閲したところ、「 事業 ××円」といったように大項目の金額の記載にとどまり、実際に何に使用されたのか詳細な支出内容がわからないものが散見された。実績報告書は県が事業の内容を検証する上で重要な書類であり、少なくとも補助金等が目的に沿って使用されたかを審査できるよう詳細な記載が必要であり、逆にいえば、大項目のみの記述で有効な審査が実施できたかについて疑問を持つところである。よって県は有効な審査が実施できるよう補助事業者の詳細な記載をもとめ、また補助金等交付要綱においてその記載様式を規定することも有効な方法である。

(該当事業名：福祉医療事業協力交付金、民生委員児童委員組織活動費補助金等)

#### 補助金等交付額より繰越金・剰余金が多い補助金等

補助事業者からの補助事業等実績報告書に添付される決算書を査閲したところ、補助金等交付額よりも次年度繰越金が多いものが散見された。補助金等はその交付を通じ一定の行政水準の維持向上、特定の施策の奨励等を図るためのものであり、他の方策によっては有効に実現しがたい重要な機能を担うものである。

しかし、補助事業者の次年度繰越金が補助金等交付額を大きく上回り、実質的に会費等により賄いような場合にまで公益性の高い事業として改めて交付することには経済的な観点から問題がある。補助金等はあくまでも、公益性のある事業について、その遂行のために必要な費用の補助であるからである。従って、次年度繰越金が補助金等交付額を大きく上回っているような事業については、補助制度の見直しが必要である。(該当事業名：私立学校研修等事業費補助金、国民健康保険診療報酬審査支払補助金等)

#### 定額・長期の補助金等

補助金等は本来必要額が交付されるものである。従って経済状況の変化や、利用者数の増減等によってその必要額は変動することになり、また補助事業によってはその役割を終えていると判断されるものもある。しかし、毎期定額交付されている補助事業が散見され、その多くは長期にわたってなされている。いわば既得権益化しているように毎期交付されており、補助金等のあるべき姿からは問題である。従って、補助金等は必要額を交付する必要がある、特に長期に渡って補助されているものについては、現在の情勢を勘案した上で補助制度の見直しが必要となる。(該当事業名：関係団体補助金、団体指導補助費、稚あゆ放流事業補助金等)

## 2 . 個別項目検討結果

上記 1 . の項目別問題事項チェックを実施した結果、何らかのチェック項目に該当した補助事業 37 事業について再度詳細に調査を実施した。

個別詳細検討の具体的な手続としては、

事務手続が補助金等交付要綱に基づいているかどうか確認する。

補助申請金額の根拠資料を閲覧し、異常事項の有無を確認する。

補助金等交付要綱の補助対象経費と実績報告書の補助金等の使途との整合性を確認する。

補助事業等実績報告書の補助金等交付額と県庁が保管している補助金等算定額の根拠資料との整合性を確認する。

必要に応じて担当課にヒアリングを実施する。

入手した主な書類名は以下の通りである。

「書類名」

補助金等交付要綱

補助金等交付申請書

補助金等交付決定通知書

補助事業等実績報告書

補助金等確定通知書

及び上記に添付される書類

上記調査の結果、37 事業のうち、13 事業については指摘事項または意見を述べる必要があると判断された。その詳細な結果は、「3 . 補助金等個別詳細検討結果」に具体的に記載しているが、ここではその結果要約を記載する。

個別詳細検討結果の要約は次ページのとおりである。

	事務事業名	補助金額 (千円)	担当部局課名	頁	監査の過程で気がついた事項の要約
1	関係団体補助金 (企画調整費)	20,320	生活部 人権担当 (現 人権・同 和チーム)	1-25	経費に対する補助金であるが、三重県人権問題研究所は支出額に公益法人化のための「積立金繰入」が含まれており、経費補助の必要性に関して疑念がある。公益法人化が必要であれば、経費補助とは別のものとして予算化し、目的を明確にすべきである。【意見】
2	私立学校研修等事業 費補助金	20,600	生活部 私学振興担当 (現 私学振興 チーム)	1-27	三重県私立幼稚園協会の交付申請が平成14年3月26日とほとんど年度末になっており、その時点で計画書提出されている。補助金確保を狙った駆け込み申請と捉えられかねない。支出面でも交付額(1,000千円)を上回る積立金の繰入(8,600千円)があり、県費による補助がなくとも十分運営は可能と判断される。【意見】 三重県専修学校協会、三重県各種学校総連合会の研修費については法人負担がほとんどなく、すべて県費で補助する必要があるのかと思われる。【意見】
3	団体指導助成費	42,000	生活部 同和担当 (現 人権・同 和チーム)	1-31	各同和団体への助成費については定額でよとするのではなく、関係団体補助金と統合し、各団体が自主的積極的に行う人権問題解決のための事業への補助に切り替える必要がある。【意見】 全国自由同和会三重県連合会の実績報告書に不備があり、県として監査及び経理指導が必要である。【指摘】
4	福祉医療事業協力 交付金	66,389	健康福祉部 医療政策課 (現 生活保 障チーム)	1-33	実績報告書に詳細な記載がなされていないため、支出内容の十分な審査がなされない。実績報告書の詳細な記載が求められる。【指摘】 交付対象事業があいまいなため、交付先によって使途が異なる。交付要綱等で使途を限定すべきである。【意見】 歯科医師会に会議費用として715千円交付している。通常の活動において会議費用は発生するものであり、

	事務事業名	補助金額 (千円)	担当部局課名	頁	監査の過程で気がついた事項の要約
					改めて補助金を交付するべきでない。【意見】 歯科医師会は会員一人あたり10千円、薬剤師会は会員一人あたり600円を補助金の中から再配分している。このような少額支給により補助の効果があるのか疑問である。【意見】
5	国民健康保険診療報酬審査支払補助金	36,000	健康福祉部 医療政策課 (現 生活保障チーム)	1-36	収入に占める補助金の割合(2.7%)が低く、補助金の交付による効果が限定的であるため、補助金の見直しが必要である。【意見】 補助金(36百万円)を超える余剰金(単年度91百万円)が発生している。補助金の必要性についての見直しを要する。【意見】
6	福祉活動指導員設置費補助金	60,219	健康福祉部 健康福祉政策課(現 地域福祉チーム)	1-39	現在、大部分の件費を県からの補助金で賄っているが、県社会福祉協議会の独立性・財政状況を勘案し、補助率の引き下げ等の見直しを図り、県社会福祉協議会の財政的独立性を高める必要がある。【意見】
7	民生委員児童委員組織活動費補助金	30,076	健康福祉部 健康福祉政策課(現 地域福祉チーム)	1-41	実績報告書の中には事業費の各項目の下4桁がいずれも「0」となっており、正確に記載されているとは考えられないものがあつた。交付先に記載方法の指導を行うとともに、実地調査も実施すべきである。【指摘】
8	MIE・みんなで創る環境フェア事業費負担金	37,343	環境部 環境政策課 (現 環境創造チーム)	1-43	当年度の支出の中に次年度開催分の企画広報費が含まれており、次年度開催のための費用が前もって計上された形となっている。当該負担金は平成13年度開催分の負担金であり、次年度費用分は一度返還した上で、あらためて平成14年度に費用計上されるべきであつた。【指摘】
9	離島航路整備事業補助金	50,825	地域振興部 市町村課 (現 市町村行政チーム)	1-45	島の人口の減少による利用者の減少と、人件費の高騰により航路事業の経営が厳しいため年々補助金交付額は増加傾向にある。ダイヤ改定や人件費の削減により経営の建て直しが急務である。【意見】
10	職員互助会助成金	152,848	総務局 職員課	1-51	地方職員共済組合が経営する温泉旅館「神湯館」を互助会会員が利用する際に、互助会から一泊につき4,000円の

	事務事業名	補助金額 (千円)	担当部局課名	頁	監査の過程で気がついた事項の要約
			(現 職員支援チーム)		助成がなされており、一泊二食付で4,000円程度で利用できる。更に、地方職員共済組合には別途県から負担金が交付されており、職員互助会を通じた利用助成金と間接的に二重の補助になっているため、4,000円の助成制度の見直しが必要である。また「神湯館」の利用促進は地方職員共済組合で実施すべきである。【意見】
11	稚あゆ放流事業費補助金	19,500	農林水産商工部漁政課 (現 水産物供給チーム)	1-54	琵琶湖産の稚アユは再生産による効果がほとんどないことがわかってきており、補助金の効果の面で問題がある。河川環境の保全、稚アユ放流の効果の面から見直しをかけるべきである。【意見】
12	食肉処理施設経営改善対策事業費補助金	50,000	農林水産商工部農芸畜産振興課(現	1-56	(株)松阪食肉公社、(株)四日市畜産公社とも赤字経営が続いており、一刻も早く施設の一元化、適正規模への再編を行い、稼働率を上げる必要がある。 【意見】 食肉処理施設の再編に合わせて、と畜料金、奨励金、補助金のあり方を再検討する必要がある。【意見】
13	市場機能強化対策事業費補助金	50,156	地産地消流通対策チーム)	1-58	

なお、個別詳細検討調査を実施したが、重要な問題が発見されなかった上記以外の24補助事業等は次のとおりである。

	事務事業名	担当部局課名
1	私立高等学校施設整備費補助金	生活部 私学振興担当
2	私立高等学校教育国際化推進事業費補助金	生活部 私学振興担当
3	私立学校人権教育推進補助金	生活部 私学振興担当
4	私立専修学校振興補助金	生活部 私学振興担当
5	私立学校教職員退職基金財団補助金	生活部 私学振興担当
6	日本私学振興・共済事業団補助金	生活部 私学振興担当
7	専修学校又は各種学校入校者補助金	生活部 同和担当
8	高額医療費共同事業補助金	健康福祉部 医療政策課
9	国民健康保険保険者負担軽減補助金	健康福祉部 医療政策課
10	看護婦等養成所臨床実習充実事業補助金	健康福祉部 医療政策課

11	民間社会福祉施設整備県単補助金	健康福祉部 健康福祉政策課
12	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	健康福祉部 健康福祉政策課
13	民間社会福祉施設職員福利厚生事業推進費補助金	健康福祉部 健康福祉政策課
14	民間社会福祉施設整備費利子補給補助金	健康福祉部 健康福祉政策課
15	市町村 ISO14001 認証取得事業補助金	環境部 環境政策課
16	県体育協会運営費等補助金	教育委員会 スポーツ生涯学習課
17	県武道振興会運営費等補助金	教育委員会 スポーツ生涯学習課
18	国民体育大会補助金	教育委員会 スポーツ振興チーム
19	国民体育大会東海大会補助金	教育委員会 スポーツ生涯学習課
20	公立学校職員互助会助成金	教育委員会 教職員課
21	特例処理事務交付金	地域振興部 市町村課
22	地方バス路線維持費補助金	地域振興部 交通政策課
23	三重県産業支援センター管理費補助金	農林水産商工部 産業政策課
24	担い手育成支援事業費補助金	農林水産商工部 産業基盤整備課

### 3. 補助金等個別詳細検討結果

#### (1) 関係団体補助金(企画調整費)

担当部局課名		開始年度
生活部人権担当(現 人権・同和チーム)		平成9年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
三重県人権問題研究所 三重県人権擁護委員連合会	- 千円	20,320 千円
事業内容		
人権問題の解決に向けた啓発、教育、研究を行う団体の活動等に対し補助		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

#### 補助金の概要

人権および環境問題に関する調査研究、教育・啓発等を行い、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図ることを目的として、人権問題の研究団体である三重県人権問題研究所と人権擁護活動を推進する三重県人権擁護委員連合会に対して平成9年より同額で交付している。内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

交付先	金額
三重県人権問題研究所	20,000
三重県人権擁護委員連合会	320
合計	20,320

三重県人権問題研究所は平成9年に設立され、平成13年度で正会員(個人)1671人、賛助会員(団体)69市町村、78社、87団体で構成されており、人権問題に関する調査研究、教育、啓発活動を実施している組織である。主な活動として 三重県人権大学講座の開催による人権・平和・環境問題の課題解決を目指す活動のリーダーの養成 機関紙(研究紀要「人権問題研究みえ」)、機関紙(研究所通信)等の出版、人権問題解決の啓発 人権と差別研究部

会、人権と教育研究部会、環境教育研究、国際化と平和研究部会の4部会に分かれての調査研究 人権問題に関する講師派遣 等の事業を行っている。

三重県人権擁護委員連合会は法務省人権擁護局全国人権擁護委員連合会のもと、人権尊重社会の実現を目指して、人権尊重の意識啓発活動を実施している組織であり、主に、人権週間における啓発活動 全国中学生人権作文コンテストの開催 人権相談の実施等を行っている。三重県下、津、四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、熊野の7つの地域に分かれて人権擁護委員協議会が構成されており、それぞれの協議会はさらに各地区別に人権擁護委員会を組織している。

#### 監査の過程で気がついた事項

三重県人権問題研究所の平成12年度および平成13年度の収支決算の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成12年度	平成13年度
収入の部		
会費収入	5,639	5,731
補助金収入	20,000	20,000
事業収入	28,668	30,502
雑収入	8	268
前年度繰越金	7,563	6,175
合計	61,878	62,675
支出の部		
事務費支出	24,595	24,804
事業費支出	23,608	26,258
積立金繰入	7,500	3,000
合計	55,703	54,062
次年度繰越	6,175	8,613

ここで問題になるのは積立金繰入である。三重県人権問題研究所は将来、公益法人化することを目的として、運営基金を積み立てており、平成13年度末で22,307千円の積立残高となっている。当該補助事業は人権問題研究所の運営等に要する「経費」に対するものとされており、積立金に繰り入れる余裕がある団体に経費の補助をする必要があるのかと思われる。

公益法人化が必要であればその出資積立は経費補助とは別のものとして予算化し、三重県人権問題研究所に対する事業費の補助金は経費に限って、機動的に対応することが必要だと考える。 【意見】

( 2 ) 私立学校研修等事業費補助金

担当部局課名		開始年度
生活部 私学振興担当(現 私学振興チーム)		平成 10 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
社団法人三重県私立幼稚園協会 社団法人三重県専修学校協会 社団法人三重県各種学校総連合会	23,675 千円	20,600 千円
事業内容		
私立学校の設置者、校長又は教職員の研修事業に要する経費		
法規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

教職員の資質向上のために、各学校ではなかなか実施できない研修を全体として効率的に実施してもらうことを目的として平成 10 年度より每期ほぼ同額の補助をしている。その内訳は次のとおりである。私立幼稚園や専修学校については学校別に他の補助金が交付されているが、各種学校についてはそのような補助金がほとんど交付されていないため、各種学校総連合会への配分が多くなっている。

( 単位:千円 )

交付先	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 13 年度事業費総額
社団法人三重県私立幼稚園協会	1,000	1,000	1,000	1,000	3,924
社団法人三重県専修学校協会	4,600	4,600	4,414	4,600	4,642
社団法人三重県各種学校総連合会	15,000	15,000	15,000	15,000	15,109
合計	20,600	20,600	20,414	20,600	23,675

なお、平成 13 年度の事業報告書によると研修内容は次のとおりである。

#### 三重県私立幼稚園協会

事業名	経費総額（千円）	延べ参加者数（人）
幼稚園教育課程研究集会	1,095	690
教員研修費補助（各園）	202	26
各種研修会・講座への派遣	249	15
学校体育研究会への参加	179	-
新任教員研修	625	86
設置者園長研修	152	-
後継者研修会	226	7
全日私幼連 教研全国大会	227	5
東海北陸地区教研大会費	457	87
全日私幼連 設置者園長研修大会費	269	6
全日私幼連 地方予算対策協議会	36	2
I T 講習会費	207	37
合計	3,924	961

#### 三重県専修学校協会

事業名	経費総額（千円）	延べ参加者数（人）
分野別教員研修		
マルチメディア・ビジネス分野	171	5
服飾分野	295	26
調理製菓分野	372	22
介護福祉分野	556	34
理容美容分野	416	33
中部 7 県ブロック協 第 46 回定期大会	612	10
高等学校 - 専修学校協議会	678	67
人権問題研修会	82	21
管理者研修会	120	12
公益法人実務担当者研修会	6	1
全国専修学校協会主催研修会	94	1

パソコン研修会	556	16
第 37 回三重県私学大会	21	19
研修委員会	235	24
生涯学習推進事業	428	12
合計	4,642	303

#### 三重県各種学校総連合会

事業名	経費総額（千円）	延べ参加者数（人）
一般教養研修	575	140
同和教育研修	209	40
情報化対策事業	647	89
珠算部会研修	1,533	276
服飾文化部会研修	1,453	237
中部 7 県ブロック会議	429	8
日本の教育を語る講演会参加	34	11
海外研修	53	3
試験事業（教員資格認定試験）	256	20
会報発行	200	-
表彰授与式	99	85
第 11 回生涯学習フェスタ	2,212	約 300 名
ライフリフレッシュ研修 （展示体験学習）	1,892	記載なし
開放講座（指定校での体験学習）	3,186	記載なし
出前講座（施設での体験学習）	2,330	約 500 名
合計	15,109	1,709

#### 監査の過程で気がついた事項

上記のうち、三重県私立幼稚園協会の交付申請が平成 14 年 3 月 26 日とほとんど年度末になっており、その時点で計画書が提出されている。そして、平成 14 年 3 月 27 日に交付決定され、実績報告書は平成 14 年 4 月 30 日に提出されている。駆け込み的に申請し、補助金の確保を狙ったものではないかと捉えられかねないのではなかろうか。

平成 10 年からほぼ定額であることから一種の既得権益となっているも

のと判断されるうえに、三重県私立幼稚園協会の平成 13 年度の予算を見ると、前年度繰越金が 12,346 千円あり、支出面でも積立金の繰入が 8,600 千円あり、特に県費による補助 1,000 千円が無くとも十分運営は可能ではないかと思われる。

一方、三重県専修学校協会、三重県各種学校総連合会の研修事業費については、ほとんどが県費負担であり、法人負担はほとんどない。法人負担がもう少しあってもおかしくはないと考えられる。また、三重県各種学校総連合会の研修事業実績には会報発行費や、表彰授与式への参加費等、教職員の研修とは直接関係ないものも含まれているものと判断される。

研修事業費の補助金交付額について、每期定額とするのではなく、研修事業の成果、各団体の負担等を踏まえて機動的に配分することが望まれる。【意見】

( 3 ) 団体指導助成費

担当部局課名		開始年度
生活部 同和担当(現 人権・同和チーム)		昭和 37 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
同和関連団体	- 千円	42,000 千円
事業内容		
同和問題の早期解決をめざし、各種団体が行う啓発、相談、調査研究等の自主的な活動に対し補助		
法規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	実績報告書に誤りが発見された団体があり。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

助成費の概要

同和問題の早期解決をめざす各種団体の活動を支援する目的で助成をしているものである。平成 13 年度の実績は次のとおりであるが、その内訳は平成 10 年度より変わっていない。

( 単位:千円 )

交付先	金額
人権フェスティバル	2,000
部落開放研究第 9 回三重県集会	3,000
全日本同和会三重県連合会	3,500
三重県部落解放運動連合会	6,500
部落開放同盟三重県連合会	21,000
全国自由同和会三重県連合会	6,000
合 計	42,000

同和問題については昭和 44 年以来の国の同和対策である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 13 年度をもって期限を迎え、平成 14 年度からは特別対策ではなく一般対策に移行することとなっている。

この間、住環境整備や奨学金制度などに一定の成果をあげてきたが、今後は人権問題としてのより大きな枠組みの中で解決を図る新たな段階に入っ

てきたものと思われる。

なお、一般対策への移行と県の財政難の観点から、平成 14 年度の助成金額は一律 10%削減されている。

#### 監査の過程で気がついた事項

各同和関連団体への助成費については定額でよしとするのではなく、前述の関係団体補助金と統合し、各団体が自主的、積極的に行う人権問題解決の啓発、相談、研究等の事業への補助へ切り替えていく必要があると思われる。

#### 【意見】

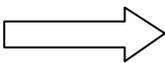
なお、上記団体の実績報告書のうち、全国自由同和会三重県連合会の平成 13 年度決算書は支出の部の総合計が 9,924,656 円となっているが、内訳を合計したところ 9,880,580 円となっており、44,076 円の差異が生じていた。理由を質問したところ、当該団体の会長および会計担当者の交代があり、引継ぎがうまくいっておらず、経理面での不慣れから適切な報告書が作成されていないとのことであった。差異金額は僅少であるものの、貴重な県費が投入されている以上、助成先からは適切な報告が行われる必要があり、県として監査および経理指導を要する。 【指摘】

( 4 ) 福祉医療事業協力交付金

担当部局課名		開始年度
健康福祉部 医療政策課 ( 現 生活保障チーム )		昭和 48 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
社団法人三重県医師会、社団法人三重県 歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会	- 千円	66,389 千円
事業内容		
福祉医療費助成制度 ( 心障・乳幼児・一人親・老人 ) の領収証明経費の負担及び福祉医療の円滑な運営を図るため、社団法人三重県医師会、社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会に対して協力金を交付している。		
法規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。但し記載方法に問題あり。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

交付金の概要

当補助制度は福祉医療費助成制度( 国民健康保険又は社会保険等のいずれかの健康保険に加入している老人、重度心身障害者 ( 児 )、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児の方に健康保険で診療を受けた場合の自己負担額を助成する制度 ) の領収証明経費の一部負担と福祉医療の円滑な運営を図るため、( 社 ) 三重県医師会、( 社 ) 三重県歯科医師会、( 社 ) 三重県薬剤師会に対して協力金を交付している。

合計 66,389 千円 定額支給		( 社 ) 三重県医師会	57,000 千円
		( 社 ) 三重県歯科医師会	9,065 千円
		$10 \text{ 千円} \times \text{会員数 } 835 = 8,350 \text{ 千円}$ 会議費用 715 千円	
		( 社 ) 三重県薬剤師会	324 千円
		( 600 円 $\times$ 薬局数 540 = 324 千円 )	

監査の過程で気が付いた事項

a. 実績報告書の記載方法について

交付金の用途を見るため、本交付金の平成 13 年度の実績報告書を査閲したところ、医師会については「医学研究補助金」や「生涯教育推進費」、「健康教育事業費」といった項目で区分し総額で記載しているのみである。

また、歯科医師会においては交付先別の「福祉医療実施協力費」の金額のみの記載にとどまっている。

(三重県歯科医師会の実績報告書より抜粋) (単位：円)

款項目節	本年度決算額
医療事業費	
福祉医療事業費	
福祉医療実施協力費	9,065,000
支部会員数 × 10,000 円	(8,350,000)
桑名 82 名	820,000
四日市 146 名	1,460,000
鈴鹿 74 名	740,000
亀山 21 名	210,000
(以下、省略)	
三重県歯科医師会	(715,000)

特に歯科医師会の実績報告書では、支出先の名称、金額を記載するにとどまり、詳細な用途（例えば備品の購入等）が記載されていないため、公益性の認められる有効な支出か否かの審査が困難な状況にある。実績報告書は交付先の実際の活動により費消した公益性のある経費を報告し、県としてはその経費の公益性に問題がないかを判断する重要な情報であるため、その記載は詳細かつ正確に行う必要がある。従って、補助金等交付要領に用途が判断できるよう明瞭な記載を義務付けるなど、補助事業等実績報告書の明確な記載を求める必要がある。 【指摘】

b. 交付目的及び対象について

本交付金の交付要領において定める本交付金の交付目的は「福祉医療費

助成事業の促進と円滑な実施を図るためとしてそれにかかる経費を補助すること」とし、使途が極めてあいまいなものになっている。また、補助事業等実績報告書によると、医師会は医学向上事業や地域医療推進事業等の医師会の活動費に充てられ、歯科医師会は会議費用とそれを除いた金額を会員に分配、薬剤師会は会員に均等分配しており、実際においても各会ごとにその使途に違いがある。不正、不当な使用を防止するため、交付要領等で使途を限定する必要がある（特定性）。【意見】

c. 交付金の使途について

歯科医師会の実績報告書（1 - 34 ページ参照）における「会議費用」715 千円の使途について質問したところ、地区歯科医師会を招集した際の会議費用ということであった。それ以上の内容については実績報告書の記載も含め、情報の入手が困難であるため公益性の有無については正確に判断はできなかった。しかし、会議費用は本来歯科医師会の活動として当然発生すべき費用であり、あらためて公益性を認め交付金を交付することに疑義がある。交付対象について見直しが必要である。【意見】

d. 定額支給及び少額支給について

県は本交付金の金額の根拠として、福祉医療費助成制度に必要な領収証明経費及び福祉医療の円滑な運営を図るための協力金として必要とする額としている。

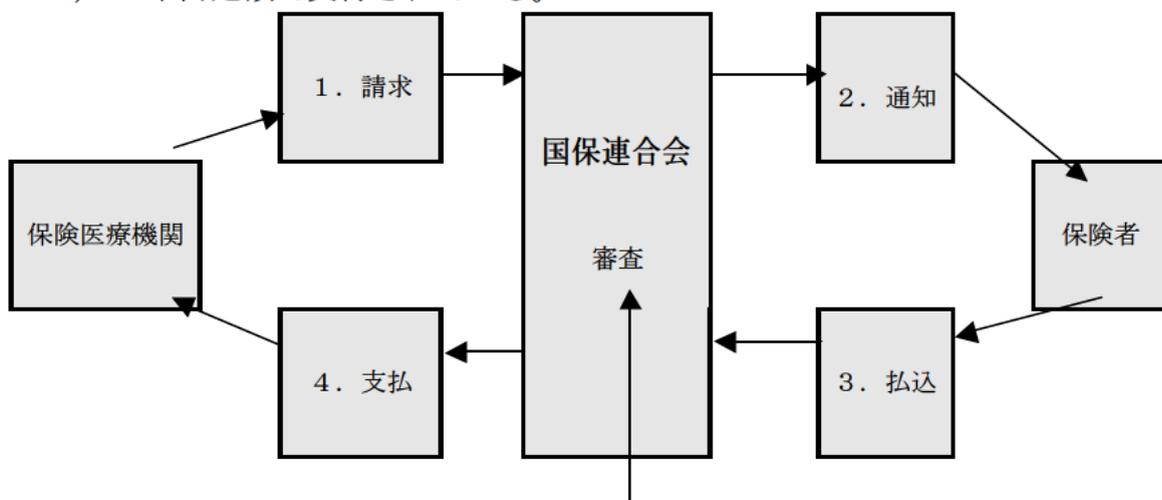
しかし、その交付額は、医師会についてはここ数年 57,000 千円を、歯科医師会については領収証明経費の補助として会員一人あたり 10 千円と歯科医師会の会議費用 715 千円を、薬剤師会については領収証明経費の補助として会員一人あたり 600 円と定額支給としており、必要額を算出し交付していない。また薬剤師会については、その支出金額（会員一人あたり 600 円）からもその効果が疑われる。補助金等は県の厳しい財政状態の中、公費によって賄っているところから、その金額は必要最低限の支出に抑えるべきものである。従って毎年、必要最低限の金額を算出するために、県としての負担割合を勘案した上で合理的な補助金等交付額を算出・決定すべきである。【意見】

(5) 国民健康保険診療報酬審査支払補助金

担当部局課名		開始年度
健康福祉部 医療政策課 (現 生活保障チーム)		昭和 26 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
三重県国民健康保険団体連合会	1,132,447 千円	36,000 千円
事業内容		
国民健康保険の診療報酬の審査の適正化及び支払の円滑化を図る。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

① 補助金の概要

当補助金は保険者の負担軽減並びに診療報酬の適正な支出に資するために、三重県国民健康保険団体連合会の行う診療報酬請求書の審査にかかる事務経費の一部を負担するものである。当審査は知事に委嘱された者が審査委員として、診療報酬請求書を点検し、その診療報酬請求書の内容が適切であるか確認をする。当補助金は三重県国民健康保険団体連合会に対して毎年度 36,000 千円定額で交付されている。



診療報酬の審査及び支払いの業務に要する経費の一部 36,000 千円定額支給

## 監査の過程で気が付いた事項

### a. 補助金交付の効果及び定額交付について

県に提出されている平成13年度の実績報告書によると、三重県国民健康保険団体連合会の診療報酬審査支払特別会計の歳入の構成は以下の通りである。

	金額（千円）	割合（％）
手数料	1,102,234	83.3%
国庫支出金	63,502	4.8%
当該補助金	36,000	2.7%
繰入金	23,224	1.8%
繰越金	75,321	5.7%
その他	22,209	1.7%
合計	1,322,490	100.0%

手数料収入が歳入総額の83%あまりを占めているのに対し、補助金は2.7%と極めて僅少な金額となっており、補助金交付による効果が極めて限定的になっているのがわかる。

また実績報告書によると、歳出合計は1,132,447千円であり、前年度からの繰越金及び繰入金を除く歳入総額1,223,945千円の差額である91,498千円が単年で新たに余剰金として発生しており、その金額は補助金交付額をはるかに上回っている。

このような状況を生み出す原因として、補助金交付額が事業を運営する上で必要最低限の金額を交付しているのではなく、定額で支給されていることがあげられる。従って、余剰金が発生しても、補助金は返還されることなく、定額で交付され続けることになる。補助金は本来公益性のある活動に対して一定の金額を補助するものであるが、公費で賄われることから、効率的に行われる必要がある。よって、補助対象事業に対する補助金交付額は、事業を遂行するために必要最低限の金額にとどめなければならない。

当補助金は保険者の負担軽減並びに診療報酬の適正な支出に資するために、三重県国民健康保険団体連合会の行う診療報酬請求書の審査にかかる

事務経費の一部を負担することを目的とし、公益性という支出目的には問題ないが、補助金の支出効果が限定的になっていること、補助金交付額を上回る余剰金が発生している等、経済的実態に即した補助金の交付がなされていないことから、毎年度補助金交付額を見直し、必要額を交付するようになるべきである。【意見】

( 6 ) 福祉活動指導員設置費補助金

担当部局課名		開始年度
健康福祉部 健康福祉政策課 ( 現 地域福祉チーム )		昭和 41 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
三重県社会福祉協議会	497,958 千円	60,219 千円
事業内容		
民間社会福祉活動の育成、充実を図るために、県社会福祉協議会の福祉活動指導員の設置費について補助する。		
法規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

三重県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員等に要する経費を補助することにより三重県社会福祉協議会の推進指導體制を整備し、もって民間社会の福祉活動の充実と発展を図ることを目的とする。三重県社会福祉協議会とは地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者で構成する民間社会福祉団体で、社会福祉を目的とする事業に関する調査、企画、連絡、調整等を実施するとともに社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために、必要な事業や社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を担っている。

福祉活動指導員の主な業務は以下のとおりである。

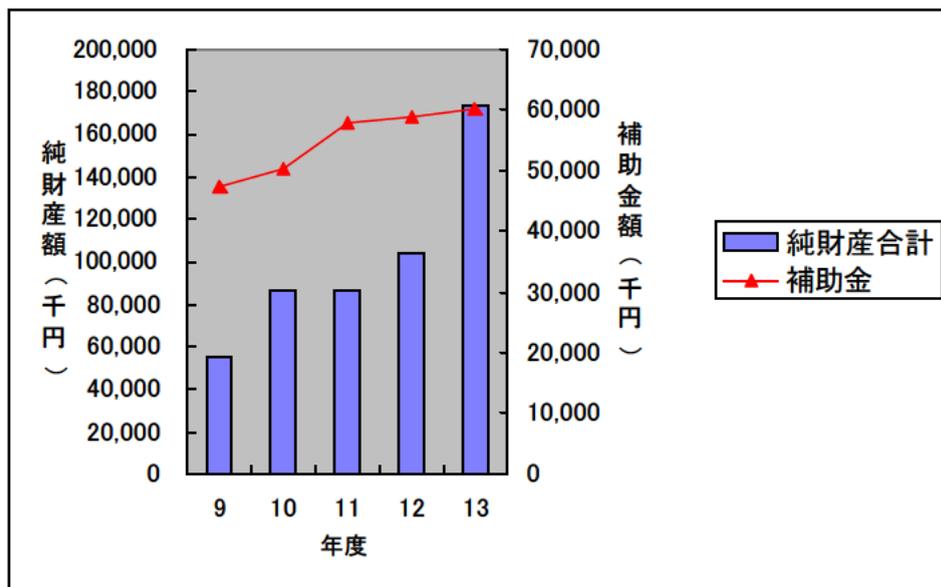
- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝等
- ・ 社会福祉を目的とする事業の経営するものへの支援に関する事業
- ・ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 等々

平成 13 年度においては福祉活動指導員 8 名に係る人件費 ( 厚生費、退職給与積立金を含む ) 72,227 千円の約 85% の 60,219 千円を補助している。

② 監査の過程で気が付いた事項

a. 補助金交付のあり方について

以下は補助金の金額と県社会福祉協議会の一般会計の純財産（資産－負債）の推移を示したものである。



(注) 平成 13 年度の純財産額の増加は、社会福祉法人会計基準の改正により、特別会計が一般会計と一つにまとめられたことによるものである。

上記を見ると、年々補助金の金額が上昇している。これは補助金の交付対象である給与の増加によるものであり、近年不況による民間の給与所得者の低迷からは乖離した結果となっている。また一方で県社会福祉協議会の純財産は増加傾向にある。確かに県社会福祉協議会の活動は公益性が認められるが、県社会福祉協議会の独立性、財政状況から大部分の人件費を補助金等で賄うことは、厳しい県の財政状況の中、必要最低限の補助金の交付という点からは問題がある。近年の県社会福祉協議会の独立性・財政状況を勘案し、人件費に占める補助割合の引き下げ等の見直しを図り、県社会福祉協議会の財政的独立性を高める必要がある。【意見】

( 7 ) 民生委員児童委員組織活動費補助金

担当部局課名		開始年度
健康福祉部 健康福祉政策課（現 地域福祉チーム）		昭和 23 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
県・地区民生委員児童委員協議会	- 千円	30,076 千円
事業内容		
民生委員・児童委員の組織的な活動を強化し、社会福祉の向上を図ることを目的に、地区民生委員児童委員協議会及び県民生委員児童委員協議会の活動費等を助成する。		
法規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。但し、記載方法に問題あり。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

当補助金は民生委員・児童委員の組織的な活動を強化し、社会福祉の向上を図ることを目的に、地区民生委員児童委員協議会及び県民生委員児童委員協議会の活動費等を助成するものである。民生委員とは、生活困窮者、児童・心身障害者・高齢者・ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めており、児童委員も兼ねている。

平成 13 年度における補助の方法は以下のとおりである。

地区民生委員児童委員協議会組織活動費

103,260 円 × 民協数 146 = 15,075,960 円

3,910 円 × 委員数 3,571 人 = 13,962,610 円

県民生委員児童委員協議会組織活動費 1,038,000 円

監査の過程で気が付いた事項

a. 実績報告書の正確性について

平成 13 年度の県及び各地区の民生委員児童委員協議会からの実績報告書を通査したところ、一部の地区民生委員児童委員協議会の報告書について以下のような記載がみられた。

(単位：円)

事業名	事業内容	事業費	
		全体事業費	内補助金
民生委員の活動強化事業	定例会開催 視察研修	400,000	110,000
総務活動支援事業	民生委員協議会費用 総務研修事業	110,000	28,000
ボランティアの発掘等住 民参加促進事業及びネッ トワーク事業	ボランティア発掘事業 準・要援護検討会議	130,000	51,000
その他民生委員総務、民 生委員協議会の活動強化 を推進するのに必要な事 業	機関紙発行	30,000	23,740
		670,000	212,740

本実績報告書において、全体事業費の下4桁がいずれも0(ゼロ)になっている。備品の購入等があれば、消費税等の関係で下4桁が0になる可能性は極めて低く、上記のようにそのいずれの項目についてもゼロになることは通常考えられない。よって上記の金額が出納簿等の記録により正確な報告がされているかについて、疑義を抱かされる。県はこの件について、当該地区民生委員児童委員協議会については実地調査も含め特に確認もとらず、確定通知書を交付している。

実績報告書は交付先の実際の活動により費消した公益性のある経費を報告し、県としてはその経費の公益性に問題がないかを判断する重要な情報であるため、その記載は真実に基づいて正確に行う必要がある。

従って上記のような真実性・正確性に疑義のある実績報告書については、県は実地調査を行い、その調査結果によっては返金等の措置をとる必要がある。

また、現在は県における各民生委員児童委員協議会の実地調査は実施していないが、不正な補助金の流用を防ぐこと、報告書の記載の遵守性を維持するため、定期的に実地調査を実施することが必要である。【指摘】

( 8 ) MIE・みんなで創る環境フェア事業費負担金

担当部局課名		開始年度
環境部 環境政策課 ( 現 環境創造活動チーム )		平成 12 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
MIE・みんなで創る環境フェア実行委員会	40,242 千円	37,343 千円
事業内容		
MIE・みんなで創る環境フェアの開催		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	該当なし。	
補助金等交付決定通知書	該当なし。	
補助事業等実績報告書	次年度開催費用が一部計上されていた。	
補助金等確定通知書	該当なし。	

負担金の概要

新たな世紀における循環型社会の形成に向けて、県民、関係団体、環境 NPO などが、地球環境の保全から身近な環境問題まで、広く県民参加型の提案を行うとともに、企業においても「環境と経済を同軸に捉えた環境経営が事業の効率化と環境保全を創出する」という新たなメッセージを発信する場として、「MIE・みんなで創る環境フェア」を開催している。

概要は次のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
開催日時	4/22(土),23(日)	5/26(土),27(日)	6/1(土),2(日)
開催場所	県営サンアリーナ	県営サンアリーナ	四日市ドーム
来場者数(人)	54,000	63,000	46,000
来場者満足度(%)	80.5%	88%	88%
参加団体数	150	240	275
総事業費(千円)	29,420	40,242	38,649
県負担金額(千円)	27,468	37,343	32,951

開催回数を経るごとに参加団体数も増えており、規模も大きくなっている。平成 13 年度におけるアンケートの結果、来場者の満足度は 88% に達しており、開催の効果はあるものと判断される。ただし、平成 14 年度は場所を四日市ド

ームに移したが、県民へのアピールが足りなかったためか、来場者数は減少している。

#### 監査の過程で気が付いた事項

##### a. 次年度開催分の企画広報費の支出について

平成 13 年度の収支精算書をチェックしたところ次年度開催分の企画広報費（ポスター、チラシ等の版代）960 千円が経費に含まれていた。しかもこの費用は平成 14 年 4 月に支出されており、次年度開催のための費用が前もって計上された形になっている。

同様に平成 12 年度においても平成 13 年度開催用チラシ代 743 千円が計上されており、この分、収支の対応がずれているものと判断された。当該負担金は平成 13 年度開催分の費用負担であり、次年度費用分は一度返還し、あらためて平成 14 年度に計上されるべきであった。【指摘】

なお、平成 14 年度については平成 15 年度の開催時期が 8 月になる可能性が高いため、次年度開催のための企画広報費用は計上せず、余剰分は県へ返還されている。

##### b. 開催費用に関する承認について

「MIE・みんなで創る環境フェア」の開催は平成 13 年 5 月 26 日、27 日であったが、開催費用の起案および支払はそのほとんどが開催日以降であった。したがって、この費用の承認が書類上すべて事後承認となっている件について質問を実施した。その結果、会場設営費、印刷費等の金額の大きいものは事前に入札を行い、承認をとっているが、一般経費（イベント運営費）については、設営作業等で緊急で必要となったり、旅費交通費等で立て替えたものの請求であるため、事務局長の口頭承認は得ているものの書類は事後的にならざるを得ないとのことであった。

あらかじめ、予算作成過程でイベント運営費の大枠について承認がとられており、その支出内容については監事の事後チェックがはいるようになっている。従って、ただ形式的な事後承認書類を作成するのは時間の無駄であると思われる。

実行委員会の内規において、事務局長の決裁権限で支出できる範囲と実行委員会の支出承認が必要な範囲を明確にし、形式的な事後承認書類は作成しなくても済むような形としてはどうかと思われる。【意見】

( 9 ) 離島航路整備事業補助金

担当部局課名		開始年度
地域振興部 市町村課 (現 市町村行政チーム)		平成6年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
離島航路事業者	- 千円	50,825 千円
事業内容		
離島航路事業の維持改善を図り、離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資する。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

離島航路整備事業補助金とは、離島航路事業について知事が査定して得られた純損失額が25万円以上のときは、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)に基づき交付される国庫補助金を差し引いた金額の4分の3(差し引いた金額が3,000万円を超えるときは、その超える部分の金額については、4分の1)に相当する金額を航路補助金として交付しており、その対象は現在、鳥羽市及び須賀利巡航船有限会社が実施している離島航路事業のみである。

鳥羽市営定期船

運営は鳥羽市であり、鳥羽港(佐田浜、中之郷)と神島、菅島、答志、和具、桃取、坂手島を結ぶ定期航路船である。



最近5年間の損益の推移（平成9年度～平成13年度）（単位：千円）

年度	9	10	11	12	13
収益	438,924	431,455	419,597	417,148	451,756
費用	482,465	489,390	555,148	529,636	608,728
損益（収益 - 費用）	43,541	57,935	135,551	112,488	156,972

須賀利巡行船

運営主体は須賀利巡行船有限会社であり、尾鷲港と須賀利港を結ぶ定期船である。



最近5年間の損益の推移（平成9年度～平成13年度）（単位：千円）

年度	9	10	11	12	13
収益	8,538	8,960	8,449	7,374	6,239
費用	13,560	17,092	11,092	12,788	11,905
損益（収益 - 費用）	5,022	8,132	2,643	5,414	5,666

両航路事業とも、収入の伸び悩み、赤字額の増加により経営状態は極めて悪化しており、経営改善を含めた抜本的な見直しが求められている

監査の過程で気が付いた事項

a. 損益計算書の記載方法について

純損失の算定の基礎になる資料が損益計算書であり、鳥羽市及び須賀利巡航船有限会社は実績報告として損益計算書を提出している。損益計算書

は交付要綱に定める「三重県離島航路損益計算書作成要領（以下「作成要領」とする）」に基づいて作成されている。

以下は鳥羽市営定期船の損益計算書である。

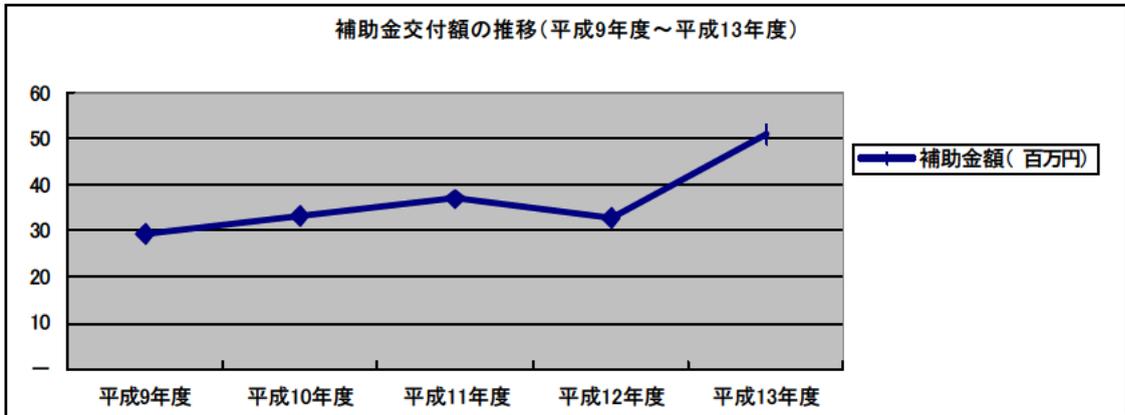
科目	平成 13 年度実績額
<b>1. 収益</b>	円
<b>A. 運行収益</b>	408,743,060
1. 旅客運賃	360,162,060
2. 手荷物運賃	377,860
3. 小荷物運賃	45,125,660
:	
:	
<b>B. 営業収益</b>	43,013,262
<b>収益計</b>	451,756,322
<b>A. 運行費用</b>	450,534,707
1. 旅客費	4,019,515
2. 手荷物取扱費	2,086
:	
:	
11. 船費	402,289,750
<b>B. 営業費用</b>	158,194,074
:	
4. 減価償却費	49,361,883
:	
7. 店費	84,890,697
<b>費用計</b>	608,728,781
<b>差引当期純利益</b>	156,972,459

（注）補助金収入を除く

ここでの費用の認識基準は企業会計原則の規定と同様、原則発生基準であるが、船員等の退職金については支払時に認識する現金主義に基づいているため退職者が多数の場合には損益の大きな変動が発生することになる。適正な期間損益計算を行うには船員の退職前においても、年度(9月)末時点の船員等の退職金要支給額を引当て、当期発生分について費用計上を行う必要がある。【意見】

b. 補助金交付額の推移（鳥羽市）

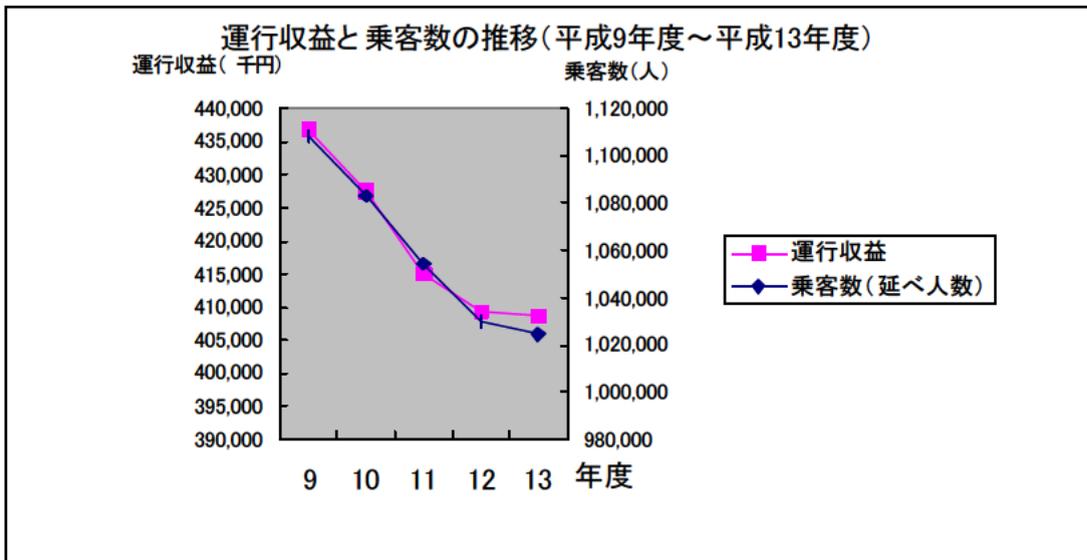
過去5年の補助金交付額の推移は次の通りである。



平成12年度を除き補助金交付額は増加傾向にある。(平成13年度に大きく増加したのは、船の修繕等による減価償却費の増加と退職する船員2名に対する退職金を支払うため船費が大幅に増加したためである。)この増加傾向の主な要因は利用者数の減少による収入の減少と経費、特に経費の大部分を占める人件費の増加にある。

c. 収入の減少について

過去5年の収入の推移及びに乗客数の推移については以下の通りである。



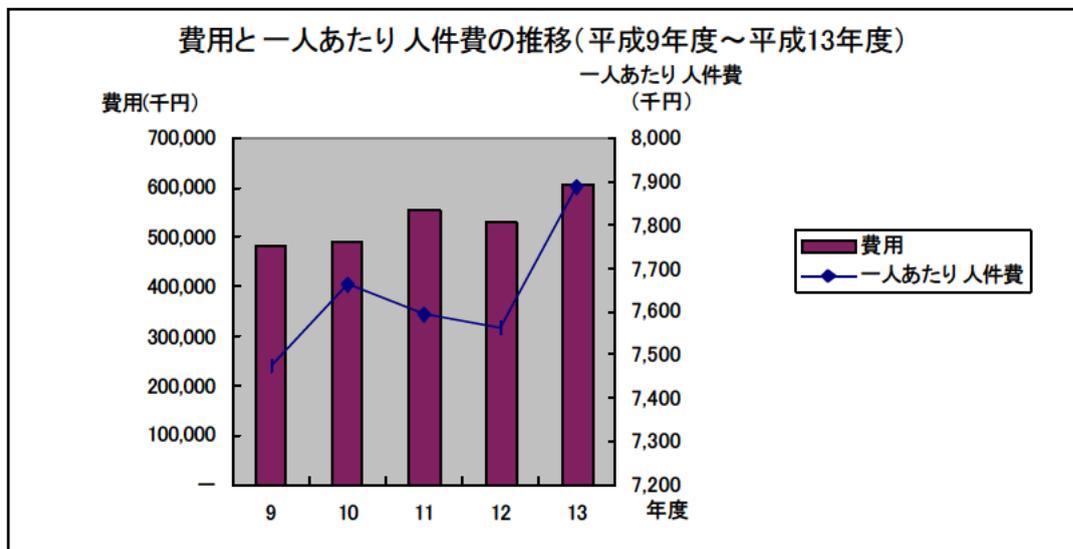
要因は島民の減少を起因とする利用者の減少にあり、便によっては2～3名の乗客というケースもあり乗船率が減少している。利用者の減少は島民の減少に起因するものであり、今後人口が増加しない限り収益の増加は見

込めない。従って補助金の交付をより効果的にするため、経営の健全化と離島の県民の利便性とを極力両立するように利用率の低い便の整理等を含めたダイヤの改定による費用や人件費削減による収益構造の改善を定期船を運営している鳥羽市に要請すべきである。

【意見】

d. 人件費について

過去5年間の費用と退職金を除く一人あたり人件費の推移は次ページの通りである。



上記を見ると利用者数が年々減少しているにもかかわらず、経費が横バイもしくは増加している。これは経費の大部分を占める人件費も同様の傾向になっていることから人件費に要因があると考えられる。

実績報告書等により、ある船員の給与を例に検証する。手当を含めた給与総額8,984千円のうち、固定給部分4,708千円であるのに対し、時間外手当が1,612千円、その他手当(期末勤勉手当等)2,663千円となっており、その時間外手当の割合が大きいことがあげられる。時間外手当が多いのは、一部の船員においては夜間など定時外にあたる運行があるためであり、割高な時間外手当の発生が不可避となっているのである。そこで昼間と夜間での分業や他都市の交通局が既に導入している嘱託の採用や時間給制の採用を実施し、人件費の構造の改善を通して人件費総額の削減が必要である。

【意見】

e. 須賀利巡航船有限会社の事業の見直しについて

須賀利巡航船有限会社については一日あたり 10 便と少なくまた近年人口も減少していることから収益が減少傾向にある。船の所有、事務作業についても尾鷲市、地元自治区が実質的に負担しており、また人件費等も鳥羽市に比べ極めて低い水準（平成 13 年度船員の平均給与 3,264 千円（実績報告書より算出））であることからの費用削減は困難な状況にある。対象地域である尾鷲市須賀利地区は従来航路の他、隣町の海山町への道路が続いている。バス等の代替交通機関の利用を含めて事業の再検討を求める必要がある。

【意見】

(10) 職員互助会助成金

担当部局課名		開始年度
総務局 職員課（現 職員支援チーム）		昭和 24 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
(財)三重県職員互助会	(補助対象事業) 350,990 千円	152,848 千円
事業内容		
職員の相互共済、福利厚生のため(財)三重県職員互助会への事業費助成を行う。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

助成金の概要

当該補助金は三重県職員等の共済制度に関する条例の規定に基づき、職員又は被扶養者の相互共済及び福利増進を図るため、県が財団法人三重県職員互助会に対して補助対象事業である福祉事業についてその全額もしくは一部を予算の範囲内において交付するものである。

職員互助会の主な活動は以下の通りである。

a. 短期給付事業

- ・ 死亡弔慰金の給付
- ・ 出産見舞金の給付
- ・ 災害見舞金の給付

b. 福祉事業

- ・ 結婚祝金の給付
- ・ ライフプラン事業（健康増進活動、心と体のセミナー等）
- ・ 助成金事業（カフェテリアプラン（選択性福利厚生制度）年休取得制度等）

c. 職員診療所の経営 等々

② 監査の過程で気が付いた事項

a. 神湯館利用助成金

互助会は神湯館の利用促進と会員の福利増進のため一泊につき4,000円を助成している。神湯館は久居市榊原温泉街にある温泉旅館で地方職員共済組合が運営をしている。



一泊の利用料金は以下のとおりである。

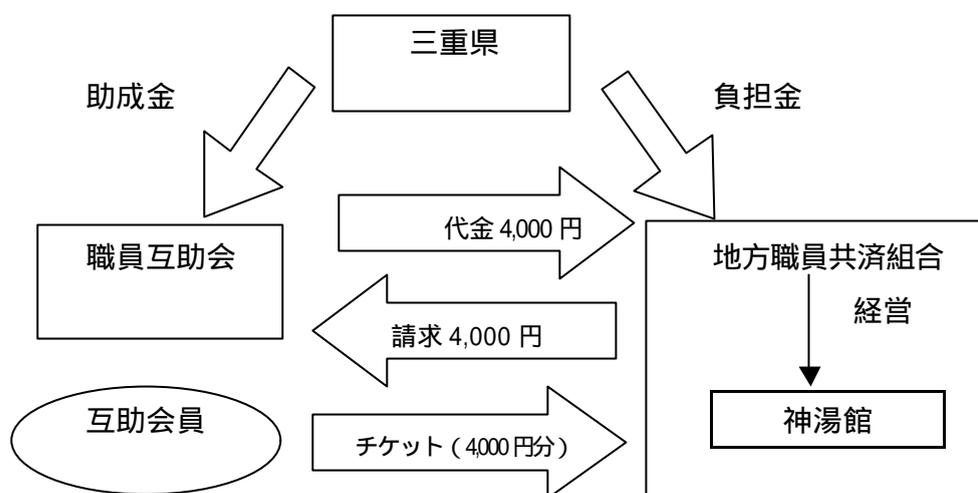
種別	(和室)	(特別室)
自組合員	3,400	3,900
他組合員	3,800	4,200
その他	4,100	4,500

朝食 800 円、夕食 4,000 円～

組合員であれば、一泊二食付で8,200円(和室利用、夕食4千円の場合)のところ職員互助会からの4,000円の助成により4,200円で宿泊できる。

他の同等の施設(収容人員50名以上)を有する温泉旅館の一泊二食の料金に比べ、安価で宿泊できる施設である(周辺の温泉旅館6館平均の最低宿泊料11,000円(榊原温泉ホームページ等の調べ))。

### ( 神湯館の利用助成金の流れ )



会員は一泊につき4,000円分のチケットを神湯館に提出し、地方職員共済組合はそれに基づき互助会に請求、請求に基づき4,000円が共済組合に支払われる。

多くの県職員は三重県職員互助会の会員であると同時に地方職員共済組合の組合員である。職員互助会と同様、地方職員共済組合にも県から負担金が交付されている。職員互助会は互助会員の神湯館の利用助成として地方職員共済組合にその助成分(一泊につき4,000円)が支払われている。結果として、三重県から交付された助成金の一部が職員互助会を経由して間接的に地方職員共済組合に還元されており、いわば2重に還元されていることになる。一部とはいえ、補助金等の2重の還元は適切な補助金等交付額の判定を困難にさせるだけでなく、過剰な支給となることがある。

また、職員互助会の福利厚生制度としての温泉等の利用助成は、目的及び会員の利便性の観点から、神湯館に限るべきでなく、県内の温泉旅館等広く対象とするべきである。

従って、神湯館の利用促進はあくまで、地方職員共済で賄うべきであり、職員互助会において、補助対象から除外するか、他の温泉旅館も補助の対象とするよう見直しが必要である。【意見】

(11) 稚あゆ放流事業費補助金

担当部局課名		開始年度
農林水産商工部 漁政課（現 水産物供給チーム）		昭和 34 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
三重県内水面漁業協同組合連合会	114,859 千円	19,500 千円
事業内容		
第 5 種共同漁業権に基づく稚あゆの放流について、種苗を安定確保することが水産資源の確保につながるため、放流費に対し助成する。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

河川の平常水量の大幅な減少、川からの砂利採取、護岸工事、生活廃水の流入増、ダム、堰の造成等により、河川環境が悪化し、海産アユのそ上が減少し、アユ資源が減少してきている。

アユ資源確保のために稚アユの放流に頼らざるを得ない状況にあり、内水面漁業協同組合は第 5 種共同漁業権の権利所有者として稚アユの放流義務を果たしている。しかしながら、内水面漁業協同組合は遊魚者の減少により放流費を組合費のみで支出することが困難な状況にあり（13 年 12 月 31 日現在 6,978 千円の債務超過となっている）過年度より補助を続けてきたものである。

過去 3 年間の稚アユ放流および漁獲実績および平成 14 年度の計画は次のとおりである（稚あゆ放流事業成績書より作成）。

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度 計画
放流数量（kg）	35,712	35,520	36,529	35,550
平均体重（g）	8	8	8	7
放流数量（千尾） /	4,464	4,440	4,566	5,078
総事業費（千円）	133,109	112,173	114,859	113,670

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度 計画
放流単価 (円/匹) /	29.8	25.3	25.2	22.4
補助金額 (千円)	20,500	20,500	19,500	19,500
補助率 / × 100	15.4%	18.3%	17.0%	17.2%
漁獲量 (kg)	147,180	146,520	150,645	167,585
平均体重 (g)	55	55	55	55
漁獲量 (千尾) /	2,676	2,664	2,739	3,047
漁獲金額 (千円)	294,360	293,040	301,290	335,170
漁獲単価 (円/匹) /	110	110	110	110

#### 監査の過程で気がついた事項

この補助金は過去 10 年間定額で 20,500 千円ずつ交付されており、当年度も 1,000 千円減額されたとはいえ、多額に交付されている。内水面魚連への一種の既得権益になっているものと考えられるのではないか。

また、平成 14 年 3 月 15 日付けで発行された「宮川河口海域におけるアユの分布生態調査報告書」(海の博物館(財団法人 東海水産科学協会))によると三重大学の大竹二雄教授を中心として宮川河口におけるアユの生態調査を行った結果、現在、そのほとんどを頼っている琵琶湖産の稚アユは次年度にほとんどそ上しないことがわかってきており、かつ、琵琶湖産アユの産卵期は 8 月末～9 月末であるため、孵化しても高水温のため死滅してしまう湖産アユは海水に対する耐性が欠けているため死亡する等の理由により再生産による効果はほとんど期待できないとの指摘がなされている。

従って、現在の放流稚アユはそのまま大きくなって漁獲はされるものの、次年度に産卵、孵化して再びアユとして漁獲されるものではないということであり、効果の面において問題があるのではないか。

さらに、前述の調査報告書に記載されている行政への要望をみても、稚アユ放流事業の拡大というよりは、水質保全のための河川の自然環境の保全、海産稚アユのそ上を増加させるための魚道の確保等の要望が多い。また、稚アユ放流についても琵琶湖産稚アユよりは海産稚アユの放流を望む声が多いようである。

河川環境の保全、稚アユ放流の効果の面から見直しをかけるべきではないかと思われる。【意見】

(12) 食肉処理施設経営改善対策事業費補助金

担当部局課名		開始年度
農林水産商工部農芸畜産振興課 (現 地産地消流通対策チーム)		平成 13 年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
(株)三重県松阪食肉公社	104,468 千円	50,000 千円
事業内容		
松阪食肉センターの安定した運営を確保するため、取扱頭数の増加安定等経営改善対策に対し補助する。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

BSE（牛海綿状脳症）問題の影響等により県南部の三重県松阪食肉公社の経営が極めて厳しい状況になっており、その経営改善を図ることを目的として支給している。その内容は次のとおりである。

a. 経営改善等促進対策事業

(単位:千円)

事業対象項目	事業費	事業費積算根拠
役員報酬	8,200	
退職金	16,560	退職勧奨者 1 名分
余剰人員労務費	39,273	6 名分
安全食肉処理費		
衛生対策電力費	5,412	
燃料費	3,181	ボイラー、焼却炉
消耗品費	1,827	消毒液、バンドリング等
衛生機器保守点検費	3,086	ボイラー・給水・冷凍機メンテ
その他経費	5,567	租税公課
その他必要経費	7,458	
合計	90,564	

うち県補助金

43,048 千円

b. 取扱頭数増加安定対策事業

ア. 県外等出荷肉豚生産農場誘導奨励金

出荷団体等名	取扱拡大頭数	奨励金単価 (円/頭)	事業費 (千円)	うち県補助 金(千円)
全農三重県本部	2,126	640	1,361	680
三重食肉事業(協)	482	640	308	154
三重県枝肉事業他	507	640	325	162
合計	3,115		1,994	996

イ. 肉豚出荷者定着奨励金

(単位:千円)

出荷団体等名	取扱拡大頭数	奨励金単価 (円/頭)	事業費 (千円)	うち県補助 金(千円)
全農三重県本部	35,192	150	5,279	2,640
三重食肉事業(協)	27,360	150	4,104	2,052
三重県枝肉事業他	15,520	150	2,328	1,164
合計	78,072		11,711	5,856

ウ. 奨励金交付事務費

事業費 200 千円      うち県補助金 100 千円

上記合計

(単位:千円)

内容	事業費	うち県補助金	市町村補助金	自己負担
経営改善等促進対策事業	90,564	43,048	43,048	4,468
取扱頭数増加安定対策事業	13,904	6,952	6,952	
合計	104,468	50,000	50,000	4,468

(上記補助金に関する意見は1-60ページで「市場機能強化対策事業費補助金」とあわせて記載している。)

(13) 市場機能強化対策事業費補助金

担当部局課名		開始年度
農林水産商工部農芸畜産振興課 (現 地産地消流通対策チーム)		平成6年度
対象者	総事業費	補助金等交付額
四日市市	95,500千円	50,156千円
事業内容		
四日市食肉地方卸売市場における機能強化を図るため、集荷対策に対し補助する。		
合規性の監査結果		
補助金等交付申請書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等交付決定通知書	準拠性に問題事項なし。	
補助事業等実績報告書	準拠性に問題事項なし。	
補助金等確定通知書	準拠性に問題事項なし。	

補助金の概要

四日市市食肉地方卸売市場における肉畜の集荷販売の強化及び肉畜の出荷促進等肉畜の流通と適正な価格形成を確保し市場業務の充実を図ることにより市場運営の健全化と畜産農家の経営の安定化をはかるために奨励金の原資として補助されるものである。対象者は四日市市であるが、実際には県と四日市市で1/2ずつの負担で(株)三重県四日市畜産公社に交付され、同公社から各生産者等に奨励金として支給されている。

具体的には次ページのとおりである。

表 市場機能強化対策事業費

(単位:千円)

	牛		豚		奨励金	助成内容
	頭数	奨励金額	頭数	奨励金額	合計	
食肉流通促進対策事業						
出荷奨励金	1,689	14,125	65,375	23,047	37,172	(注1)
完納奨励金	1,689	923	65,375	2,286	3,209	(注2)
遠隔地取引促進奨励金	765	2,114	9,817	3,113	5,227	(注3)
小計		17,162		28,446	45,608	
食肉出荷促進対策事業						
出荷経費助成	694	3,470	16,755	8,378	11,848	(注4)
上場協力金	1,507	10,549			10,549	(注5)
生産団地開拓助成			45,381	13,614	13,614	(注6)
小計		14,019		21,992	36,011	
高品質食肉生産拡大対策事業						
高品質奨励金		1,253		3,628	4,881	(注7)
合計		32,434		54,066	86,500	
経営対策事業						
経営対策事業					9,000	(注8)
総合計					95,500	

うち県補助金額

50,156 千円

(注1) 生産者(出荷者)に対して牛は取引金額の1.5%、豚は1.0%を支給

(注2) 牛、豚とも取引金額の0.1%を買受人に支給

(注3) 遠隔地の生産者(出荷者)に対して牛は取引金額の0.5%、豚は1.0%を支給

(注4) 遠隔地の生産者(出荷者)に対して牛は1頭5千円、豚は1頭5百円を支給

(注5) 牛1頭あたり7千円を支給

(注6) 豚1頭あたり3百円を支給

(注7) 良質の牛肉(格付5 1頭5千円、格付4 1頭2千円)および良質の豚肉(上、特上 1頭150円)の上場に対して支給

(注8) 専務取締役の person 費相当額を補助

② 監査の過程で気がついた事項

a. 現状における経営分析

市場機能強化対策事業費補助金、食肉処理施設経営改善対策事業費補助金のいずれも三重県内の食肉処理施設に対する補助金であるため、両食肉処理施設の経営状況を比較した。

(株) 三重県四日市畜産公社 (以下四日市) と (株) 三重県松阪食肉公社 (以下松阪) の過去5年間の業績は次のとおりである。

グラフ① 過去5年間の業績推移

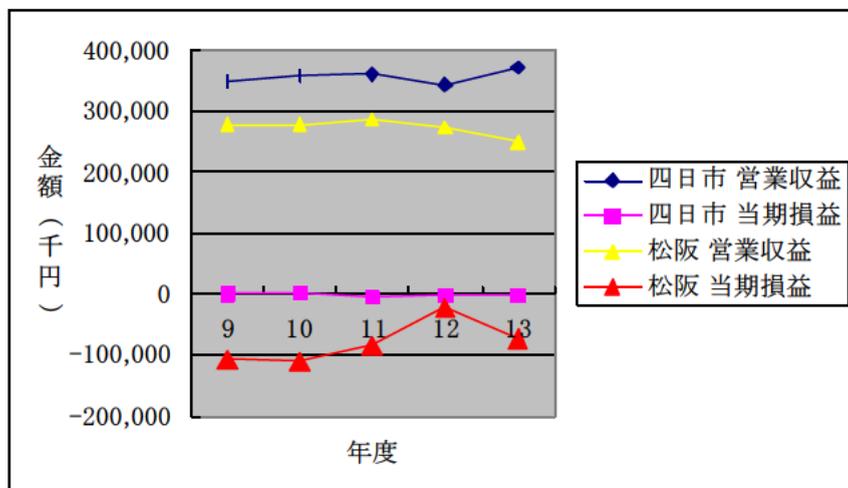


表 食肉公社の過去5年間の要約損益計算書

(単位:千円)

	四日市					松阪				
	9	10	11	12	13	9	10	11	12	13
販売手数料	126,739	122,435	119,698	110,620	114,197					
冷蔵庫保管料	17,421	16,051	17,433	17,469	12,970	20,631	20,691	21,247	19,811	17,129
業務手数料	102,427	110,292	113,043	107,968	142,028					
解体手数料	88,380	87,998	89,034	84,745	84,733	244,218	246,306	255,619	244,703	223,556
部分肉加工料	13,262	20,871	21,131	22,941	18,096					
その他収入	71	696				12,435	10,283	9,094	8,373	8,533
営業収益合計	348,300	358,343	360,339	343,743	372,024	277,284	277,280	285,960	272,887	249,218
人件費	226,627	242,036	255,694	247,007	249,641	267,758	270,584	269,339	282,972	284,136
その他	268,035	242,318	224,269	212,609	252,234	113,980	121,118	109,433	137,269	145,230
営業費用合計	494,662	484,354	479,963	459,616	501,875	381,738	391,702	378,772	420,241	429,366
営業損益	146,362	126,011	119,624	115,873	129,851	104,454	114,422	92,812	147,354	180,148
営業外損益	139,629	118,422	111,462	103,749	124,368	2,241	4,277	5,836	9,517	6,775
経常損益	6,733	7,589	8,162	12,124	5,483	106,695	110,145	86,976	137,837	173,373
特別損益	12,127	12,109	6,970	10,985	4,934			2,960	115,473	101,213
税引前当期利益										
利益	5,394	4,520	1,192	1,139	549	106,695	110,145	84,016	22,364	72,160
法人税等	5,139	3,926	3,592	1,257	176	950	950	950	950	950
当期損益	255	594	4,784	2,396	725	107,645	111,095	84,966	23,314	73,110

(注) 四日市の補助金収入は営業外損益に含まれているのに対し、松阪は特別損益に含まれている。

四日市と松阪で営業収益に差が生じている主な理由は、四日市は地方食肉卸売市場を併設していることにより販売手数料および業務手数料がそれぞれ1億円以上あるのに対し、松阪は卸売市場がないため、と畜の解体手数料に限られていることにある。

また損益の差については上記収益差額に加えて、四日市は固定資産がほとんど四日市市の所有であり、減価償却費がほとんど発生しないのに対し、松阪は約30百万円の減価償却費が発生していることおよび松阪の補助金収入が平成12年度からしか発生していないことによる。

食肉処理施設の経営は、慢性的に経費が収入を上回る赤字体質に陥っており、これに加えてBSEの発生による牛肉の消費量減少に伴う取扱頭数の減少、BSE検査に対応するための施設整備費用の増加等により、経営を圧迫

している。従って、全国的に赤字を補填する補助金もしくは負担金が交付されている。

三重県の食肉処理施設も表 に示すとおり、平成 12 年度、平成 13 年度は取扱頭数が減少しており、特に平成 13 年度の松阪は BSE の影響が顕著である。

表 と殺解体頭数の推移 (単位：頭)

	四日市					松阪				
	9	10	11	12	13	9	10	11	12	13
牛	4,213	4,355	4,271	4,128	4,431	8,194	8,947	9,146	8,921	7,620
(上場頭数)	1,445	1,786	1,596	1,572	1,689					
豚	73,425	70,699	73,272	69,437	65,905	98,727	96,321	90,142	84,942	81,312
(上場頭数)	72,674	69,421	72,722	69,127	65,375					

(注)上場とはと畜した肉を卸売市場にかけることである。

また、現在の各公社の処理能力及び稼働率は次のとおりである。

表 処理能力及び稼働率

		1 日あたり 処理可能頭 数	年間稼働 日 数 (仮定)	= ×	平成 13 年 度取扱い頭 数	= /
				年間処 理 可能頭数		稼働率
牛	四日市	50 頭	240 日	12,000	4,431	36.9%
	松阪	40 頭	240 日	9,600	7,620	79.3%
豚	四日市	350 頭	240 日	84,000	65,905	78.5%
	松阪	420 頭	240 日	100,800	81,312	80.7%

b. 食肉処理施設の稼働状況について

安全で安心な食肉を安定的に提供するために、また、県産ブランドの名声を保持するために食肉処理施設は必要不可欠であると思われるが、いくら準公共的施設であるとはいえ現状のように赤字が続く状態では事業として成り立たない。少なくとも、現状の補助金ベースで損益が均衡する形にまで経営改革が求められる。

食肉処理事業は装置産業であるため、稼働率を上げない限り、収益の改善は望めない。現状、稼働日数を 240 日と仮定したとしても表 のとおり 80% 程度の稼働率でしかない。特に四日市の牛のと畜については 40% をきる稼働率である。装置産業の場合は極力機械を止めない形での操業を実施することでようやく利益が生じるのが一般的である。

その意味において現状の食肉処理施設の体制が供給過剰であることは間違いなく、現状のまま推移すれば赤字の状況が続き、その赤字を補助金の形で税金で補填することになるのではないかと推察される。

現在、三重県においては平成 13 年 3 月に三重県食肉流通再編特別委員会がとりまとめた「三重県食肉流通再編統合の基本的方向」に沿って、平成 20 年までに県内食肉処理施設の再編統合を目指すこととして、各公社で食肉再編検討協議会を開催している。

その方向としては、当初は 食肉処理施設の施設管理組織と業務運営組織を区分し、 県全体で施設管理組織は公設あるいは第 3 セクターで運営、業務運営組織は食肉業界、生産者団体による民営組織として運営する形とし、 最終段階では、上記 の形を踏襲するかもしくは施設を業務運営組織に譲渡する形ですべてを民営化しようとするものである。

経済的観点からみれば一刻も早く施設を一元化し、適正な規模へ再編したうえで、稼働率を上げる必要があるのではないかと考える。【意見】

#### c. 奨励金について

四日市、松阪及び他の主要な卸売市場のと畜料金は表 のとおりであるが、特に牛のと畜料金は全国的に見ても突出して高い。また、豚についても東京、名古屋等の大消費地の卸売市場におけると畜料金は四日市、松阪と比較して割安となっている。このため、取扱頭数の維持、増加を図るため、補助金を原資に奨励金の形で生産者および買受者にバックしている現状である。

表 と畜解体料金（1 頭あたり）平成 13 年 1 月末現在（単位：円）

	牛			豚		
	と畜解体料	と畜場使用料	と畜料金合計	と畜解体料	と畜場使用料	と畜料金合計
四日市	8,925	2,100	11,025	1,050	577	1,627
松阪	11,004	-	11,004	1,827	-	1,827
東京	6,000	-	6,000	1,200	-	1,200
名古屋	2,800	777	3,577	730	369	1,099
岐阜	3,500	1,890	5,390	950	756	1,706
京都	4,200	1,753	5,953	1,050	588	1,638
大阪	5,606	-	5,606	1,365		1,365

問題となるのは、四日市は牛の取扱及び上場が少ないため、牛の出荷及び上場に力を入れて奨励金を出しているのに対し、松阪は逆に豚の取扱が少ないため、豚の出荷に対してのみ奨励金を支出している点である。食肉処理施設が統合されて、効率的に処理されれば、これらの奨励金は平均化されて削減が可能ではないだろうか。

食肉処理施設の運営改善には、公社独自の効率化はもちろんであるが、その便益を受ける生産者、消費者の負担も免れられない。食肉処理施設の再編に合わせて、と畜料金、奨励金、補助金のあり方を再検討する必要がある。【意見】

## 第4 おわりに

以上、補助金等の事務執行状況を実施した結果を総括すると次のようにまとめることができる。

- (1) 補助金等はその性格上、ともすると長期的な補助となり、結果としてそれが既得権益となって、効率性が失われることになってしまう。今回の監査においても長期間定額で交付されており、既得権益となっているのではないかとと思われる補助金等が多く発見されている。三重県が先進的に推進している政策評価システムでの評価結果等を有効に活用し、補助金等の適正化への行動につなげていくことが望まれる。
- (2) 全ての補助金等に対して、原則として、サンセット方式（各事業の終期を設定し、終期の到来時に事業の評価を実施し、廃止か継続を判断する仕組み）を確立し、補助金等の適正化を図るべきである。
- (3) 財政的に厳しい現状において、真に必要な補助が行われているかどうかをさまざまな面からチェックする体制を構築することが必要である。特に補助金交付額を大幅に上回る繰越金・剰余金を有する事業者に対する補助金は、その交付が本当に必要か再度検討することが望まれる。
- (4) 監査及びチェックの結果が補助金等の廃止、削減、統合等の次の行動に結びつくよう、あらゆる機会に出てきた補助金等の問題について横断的かつ迅速に対応できるような体制を構築してもらいたい。

以 上